

## 4. 社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、法人であってもなくても行政等の公の支配に属さない、自主・自立した団体で、講座や講演会等の社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とした団体です。

社会教育関係団体は、市町村教育委員会が認定するもので、その認定基準は、団体としての規約・会則等をもっていること、社会教育に関する事業を行うことが主たる目的であること、適切な会計処理が行われていることなど、それぞれの市町村が定めています。

認定された団体は、補助金の交付や社会教育施設の使用料金の減額等の支援を受けられる場合もあります。

社会教育関係団体への補助金の交付にあたっては、社会教育委員の会議の意見を聞くことが社会教育法で定められています。

### 【社会教育関係団体例】

- P T A、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ など



### ※NPOについて

NPO (Non-Profit Organization) とは、日本語に訳すと「非営利団体」となります。広くとらえれば、利益の再分配を行わない組織・団体一般を指すので、地域におけるボランティア団体や自治会、社会教育関係団体なども含むことになります。

規模の大きなものとしては、社団法人や財団法人、社会福祉法人、宗教法人、協働組合なども該当します。

「特定非営利活動促進法（通称NPO法）」（1998年）制定以降、この法律に基づき法人として認可された市民活動団体を指すことが多くなりました。

NPO法人に限ってみると、そのミッション(使命)は公共性や普遍性の高いものが掲げられています。活動領域として上位のものから紹介すると(2010年9月末現在)、保健・医療・福祉(57.7%)、社会教育(46.3%)、子どもの健全育成(41.5%)、まちづくり(41.4%)、学術・文化・スポーツ(33.4%)、環境保全(28.9%)となっており、社会教育でも課題として取り組んできた領域と重なっていることがわかります。社会教育とNPOはそもそも親和性が高いと考えてよいでしょう。

引用：社会教育委員ハンドブック「みわ〜く」

香川県教育委員会・香川県社会教育委員会の会研究部会Ⅱ

### 社会教育法

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。